

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年3月5日

京都市長 松井孝治

京都市規則第76号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日京都市条例第42号）中京都市立伏見工業高等学校に関する部分の施行期日は、令和6年4月1日とする。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）